小曽根小学校 PTA 会則

第１章　　名称

第１条　　本会は豊中市立小曽根小学校ＰＴＡと称する。

第２章　　目的

第２条　　本会の目的は次の通りとする。

1. 学校・家庭及び社会における児童の福祉を増進する。
2. 児童の幸福のため父母または保護者と教職員とが協力する。
3. 児童の教育的環境をよくする。
4. よい父母または保護者、よい教職員となるように努める。
5. 民主的教育に対する理解を深め発展させる。
6. 教育財政を確立することに協力する。

第３章　　方針

第３条　　本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。

1. 本会は自主独立のものであって、政治・宗教及び営利に関係せず、また他のいかなる団体の支配・干渉も受けない。
2. 児童の福祉増進のため活動する他の団体と協力する。
3. 教育行政に干渉しない。

第４章　　会員

第４条　　本会の会員になることができる者は次の通りである。

1. 正会員
   - イ　学校に在籍する児童の父と母または保護者。
   - ロ　学校に勤務する教職員。
2. 特別会員
   - イ　学区内に居住し本会に賛同するもの。

第５条　　会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第５章　経費

第６条　　本会の経費は会費・事業収入及び寄付金その他によって支弁する。

第７条　　会費は、１世帯ごとに、在籍児童１人につき 月額３００円とする。

第８条　　本会の経費は予算総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査をへて総会に報告されなければならない。

第９条　　本会の会計年度は４月１日から翌年３月末日までとする。

第６章　　役員とその選挙

第１０条　本会の役員は、次の通りとする。

1. 会長　　１名　　父母または保護者。
2. 副会長　若干名　父母または保護者。
3. 書記　　若干名　教職員か父母または保護者。
4. 会計　　若干名　教職員１名と父母または保護者。
5. 役員は、男女各 3 名以上で構成する。

第１１条　役員の任期は１年間とする。但し、１回に限り再選又は引き続き他の役員に選ばれても差し支えない。

第１２条　役員の選挙は次の方法によって行う。

1. 役員の候補者を定めるため毎年１２月末日までに選挙管理委員会を設ける。
2. 選挙管理委員会は、運営委員会の承認を得て構成することができる。

イ　保護者代表は運営委員会の委員長・副委員長・ブロック長の全員とする。

ロ　教職員より２名。

ハ　副会長と他役員。

・　選挙管理委員（旧指名委員を含む）は再選されないものとする。

3.　選挙管理委員会は全会員に推薦を依頼し、役員候補者若干名を選出する。
選挙管理委員会は、候補者の同意を得て各役職を決定する。
年度末総会の５日前までに候補者の氏名・性別を会員に通知する。

4. 役員は年度末総会で承認を得、決定し、４月から就任する。

第１３条　役員の任務は次の通りとする。

1.　会長　：　会長は本会を代表し総会・運営委員会・全体委員会を招集する。各委員会の報告を受ける。

2.　副会長 ：副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその代理をつとめる。

3.　書記 ：書記は総会・運営委員会・全体委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録し、
これを保持すると共に通信事務を担当する。

4.　会計 ：会計は総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、会計簿はいつでも閲覧に備える。
翌年度の予算総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

第７章　　会計監査委員

第１４条　本会の経理を監査するため会計監査委員を前期会計とする。

第１５条　会計監査委員は毎年予算総会の同意を得て会長が選任する。会計監査委員のうち１名を委員長とする。

第１６条　会計監査委員は９月の定例監査、３月の決算監査を行う。なお、必要に応じて随時監査を行うことができる。

第８章　　総会

第１７条　総会は本会最高の決議機関である。

第１８条　総会は、会長の判断により招集、もしくは書面（電磁的記録含む）によるものとし、決議については、次のいづれかの方法に基づく。

１）招集による決議：定足数５分の１以上とし、議事の決定は出席者全員の過半数による。

２）書面（電磁的記録含む）で全会員数の過半数の同意をもって決議があったとみなす。尚、未回答や白票は同意とみなす。

第１９条　総会はこれを定例総会と臨時総会の２つに分ける。

1.　定例総会

イ　予算総会
毎年、年度始めに前年度の決算報告、本年度運営方針・会務・予算案の審議を行う。（電磁的記録を含む）

ロ　年度末総会
毎年、年度の終わりに本年度の会務報告、及び翌年度新役員の選出を行う。（電磁的記録を含む）

2.　臨時総会
全体委員会が必要と認めた場合、又は正会員の５分の１以上の要求があった場合、これを招集、または、書面にて（電磁的記録を含む）を行う。

第９章　全体委員会

第２０条　全体委員会は総会につぐ審議機関である。

第２１条　全体委員会は役員・委員・校長・教頭をもって構成する。

第２２条　全体委員会は会長が必要に応じ招集し、定足数は委員の３分の１以上とする。

第２３条　全体委員会は運営委員会及び運営委員会を通じた委員会提出の議案に対して審議・決定する。

第２４条　全体委員会の決議にあたっては出席委員の過半数とする。

第１０章　運営委員会

第２５条　運営委員会は役員・各委員会の正副委員長及び校長・教頭をもって構成する。

第２６条　運営委員会は会長が必要に応じ随時に召集し、定足数は委員の３分の１以上とする。

第２７条　運営委員会はこの会則並びに総会の決議に基づいて本会の事業を運営する。

運営委員会は総会及び全体委員会に提出する議案を作成する。

運営委員会は役員会及び各委員会の事業・実施計画を提案し、調整する。

その他重要事項を審議・承認する。

第１１章　各委員会

第２８条　本会の活動に必要な調査立案をし、実行するため次の各委員会を設ける。

1. 学級文教委員会：教職員と父母又は保護者の連絡接触に努めると共に、学校教育の振興として、教室の美化整備及び学校給食に関する事業を企画するなど、児童・会員の文化教養の向上に努める。
2. 保健体育委員会：児童並びに父母、又は保護者の保健体育に関する事項を企画し協力する。
3. 生活指導委員会：児童の校外における生活の健全を図る事業を企画し協力する。
4. 広報委員会：会員並びに地域社会に対する広報活動及び連絡調整に関する事業を企画し協力する。
5. 特別委員会：その他必要に応じて特別委員会を設ける。但し、構成委員は運営委員会が選任し、会員に通知するものとする。

第２９条　各委員会の委員長・副委員長（生指ブロック長含む）及び委員は次の方法によって選出される。

1. 委員長は正会員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
2. 各委員はクラス委員、生活指導委員によって構成され、それぞれ次の方法で選出し、会長がこれを委嘱する。
   - イ　クラス委員は、学年毎に父母又は保護者の互選により正会員の中から 6 名選出し、話し合いの結果、各委員会への所属を決定する。（1 年生のみ 8 名）
   - ロ　生活指導委員は各ブロック・班で選出され、生活指導委員会に所属する。
3. クラス委員の選出において、次のとおりとする。
   - イ　会員は会員の子ども 1 人に付き、原則として 1 回は委員を経験する。次年度からクラス委員選出外とする。
   - ロ　クラスの会員全てが選出対象外となった場合は、再選出される。その場合も対象外期間の役員・委員長・副委員長・ブロック長は選出外とする。前年度クラス委員は再選出される。
   - ハ　会長は生涯、その他役員は経験年度を含め 6 年間、役員、クラス委員選出外とする。
     （よって免除年の最終年次には、次期選出を行う為、この時点で選出対象になる。）
     役員選出において実績の配慮を認め、役員未経験者から優先に選出する。
   - ニ　委員長、副委員長及び生指ブロック長経験者は、クラス委員選出において、経験年度を含め 3 年間対象外とし、役員選出においては次年度のみ対象外とする。
   - ホ　生活指導委員はクラス委員選出において対象外とする。ただし、クラス委員経歴にはならない。
   - ヘ　役員選挙においては、クラス委員選出対象外の者も選出対象とする。
   - ト　委員長、副委員長及び生指ブロック長は立候補のない場合、各委員会から選出される。
   - チ　委員に選出された場合、いかなる理由でも拒否できない。
   - リ　すべての正会員はクラス委員・委員長・副委員長に立候補することができる。
   - ヌ　委員長及び副委員長の任期は 1 年間とする。但し再任は妨げないものとする。
4. 委員長及び委員が、年度の途中で転出等により欠員になった場合、会長はその必要性に応じて役員及び各委員長と相談の上、新任者を決定委嘱する。
5. 生活指導委員の生活指導委員長は 1 名、ブロック長は浜・小曽根ブロックごとに各 1 名（計 2 名）選出される。なお生活指導委員長、ブロック長は、クラス委員経験者から選出される。

第３０条　生活指導委員会の副委員長はブロック長があたるものとする。又、必要に応じ各委員会（小委員会）を開催することができる。但し、その審議事項は運営委員会に報告しなければならない。

第１２章　その他

第３１条　学校長はあらゆる会合に出席して意見を述べることができる。

第３２条　この会則は総会において出席者、もしくは書面（電磁的記録含）総会にて全会員の３分の２以上の同意を得て改

正することができる。但し、未回答や白票は同意とみなす。また、改定案は総会の５日前までに全会員に通知しておかなければならない。

第３３条　この会則について疑義を生じたときは運営委員会の解釈に従う。又この会則に不備を補うために必要に応じて運営委員会は諸規定を制定することができる。諸規定制定及び改定は運営委員会の３分の２以上の同意を必要とし、全体委員会・総会の承認を得るものとする。

第３４条　本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規則（方法）に定め適正に運用するものとする。

第３５条　この会則は１９５９年９月２０日より実施する。

1970 年 2 月	一部改定	1990 年 3 月 3 日	一部改定	2000 年 5 月 21 日	一部改定
1973 年 11 月 6 日	一部改定	1991 年 3 月 7 日	一部改定	2004 年 3 月 5 日	一部改定
1978 年 3 月 6 日	一部改定	1992 年 3 月 6 日	一部改定	2004 年 12 月 18 日	一部改定
1979 年 3 月 10 日	一部改定	1993 年 5 月 16 日	一部改定	2005 年 4 月 19 日	一部改定
1981 年 3 月 7 日	一部改定	1994 年 5 月 15 日	一部改定	2006 年 3 月 3 日	一部改定
1984 年 3 月 3 日	一部改定	1997 年 5 月 18 日	一部改定	2008 年 3 月 7 日	一部改定
1985 年 5 月 26 日	一部改定	1999 年 3 月 6 日	一部改定	2013 年 5 月 19 日	一部改定
1986 年 3 月 1 日	一部改定	1999 年 5 月 16 日	一部改定	2014 年 2 月 28 日	一部改定

2015 年 3 月 1 日　一部改定　但し、第 29 条ハについては 2016 年度 4 月 1 日より有効とする。

2016 年 3 月 1 日　一部改定　但し、第 29 条ハについて補足

2016 年 5 月 15 日　一部改定　（第 10 条 5、第 29 条 3.ロ、ホ、5.）　2016 年度 11 月より施行

2018 年 2 月 23 日　一部改定（第 34 条追加、第 34 条追加により第 35 条追加）　2018 年 4 月 1 日より施行

2022 年 3 月 1 日　一部改定（第 7 条、年号を西暦表記に統一等の整備）　2022 年 4 月 1 日より施行

2023 年 6 月 2 日　一部改定（第 18 条、第 19 条、第 29 条、第 32 条）　2023 年 7 月 1 日より施行